Partner's public relations magazine

2015年8月発行
Vol.11

パートナーズ会報誌

価格0円(税込み)

施行間近！

マイナンバー特集

- マイナンバーとは？
- 会社が行う事務
- マイナンバーの保管
- 【コラム】法人33年、個人100年に1度しか調査ができない

ただいまパートナーズは各種インターネットのサイトに掲載中！

http://www.zei-partners.com

残暑お見舞い申し上げます

立秋とはいえ、連日の猛暑にいささか参っておりますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

税理士法人パートナーズでは、相続のセミナーを各方面にて開催しています。主催者との都合で皆様にはなかなかご案内ができないのですが、各地域でのセミナー開催の際には出来る限りご案内ができればと考えております。

さて、今年も早いもので半分が過ぎました。いまは暑い暑いと言っていても、夏が過ぎれば年末はすぐにやってきます。そうなると、当事務所では毎年恒例の繁忙期に突入していきます。夏が過ぎる辺りから年末調整、確定申告の準備に入っていくのですが、お客様と昨年よりも、スムーズでミスのないやり取りができる形を模索しております。事務所の数も増えてきており、同時にお付き合いをさせて頂くお客様も増えていきます。各事務所間の連携と事務所とお客様のやり取りと改善できるポイントは改善し、良いポイントはさらに磨きをかけるように、精進していきます。

また、年末が近づいてきましたら、あらためてご案内をさせて頂きますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、残暑厳しき折、どうぞお身体だけはご自愛くださいますようお願い申し上げます。

税理士法人パートナーズ

広島事務所
公認会計士・税理士
中谷 有希

松山事務所
税理士
柳井 崇延

山陰事務所
税理士
川原 康寛

岡山事務所
税理士
川本 洋

過去の会報誌をホームページにて掲載中！

http://www.zei-partners.com/

こちらから過去の会報誌がご覧いただけます

平成28年1月よりマイナンバー制度が施行されます

マイナンバーとは

行政事務を番号で管理

今年の10月から、お住まいの市区町村などからお手元に1通の簡易書留が届きます。この封書の中に「通知カード」が入っています。

通知されるのは、赤ちゃんからお年寄りまで一人一人の番号です。番号は12桁家族内で番号が連番になるわけではなく、性別、年齢、住所などを推測することはできません。

この番号は「マイナンバー」と呼ばれ、社会保険・税・災害対策における行政事務において利用されます。

会社が行う事務

本人への提供の求め

企業は、給与所得の源泉徴収票の作成、株主への配当金の支払いに伴う支払調書の作成など、マイナンバーを利用する事務を行う必要がある場合、従業員・株主などにマイナンバーの提供を求めます。

具体的に利用する事務の例

税務	従業員への給与、有識者への講演料、地主への地代の支払いに際して生じる法定調書の作成事務
社会保険	従業員及びその扶養親族を記載した扶養控除等申告書の提出 被保険者資格取得届の市区町村や健康保険組合への提出

※不必要にマイナンバーの提供を求めることはできません

いつ番号を提供してもらうか

企業がマイナンバーを利用して源泉徴収票作成などの事務が発生する時に、従業員等にマイナンバーの提供を求めるのが原則です。

しかし、本人との雇用契約締結時点で、マイナンバーを利用する事務の発生が予想できれば、マイナンバーの提供を求めることができます。

従業員本人以外のマイナンバー

○従業員等の扶養親族のマイナンバー

従業員等が、扶養控除等申告書に扶養親族のマイナンバーを記載して会社に提出する時は、扶養親族の本人確認は、扶養控除等申告書を記載・提出する従業員等が行います。

○国民年金法の第3号被保険者の場合

従業員等が、配偶者(第3号被保険者)の届出を提出する場合には、配偶者の代理人としてマイナンバーを記載した届出書を提出することになります。

税理士　村上 亮

マイナンバーを受取る者の注意点

会社で有識者に講演等を依頼する場合、有識者と接点を持つ担当者(A)と支払調書を作成する担当者(B)が異なる場合があります。

(A)は有識者からマイナンバーが記載された書類を受け取った場合(B)にその書類を速やかに受け渡し、(A)の手元にマイナンバーを残してはいけません。

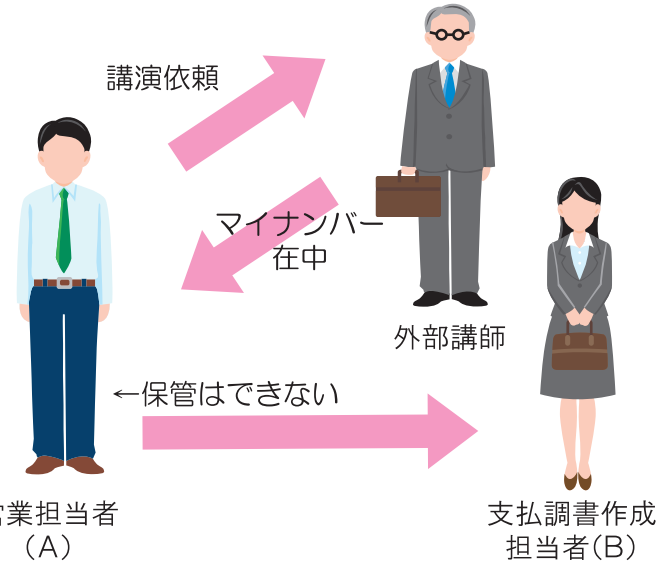

取得時の本人確認

本人からマイナンバーの提供を受ける方法として、対面、郵送、オンライン等の手段が考えられます。

マイナンバーの提供を受ける時には、確実に「本人」から「本人の番号」を受け取ることが必要です。

実務のポイント

12桁のマイナンバーを取得する際、個人番号カードから記載書類への転記ミスなど、マイナンバーを正確に取得できない事例の発生が予想されます。しかし、個人番号カードには、ICチップが埋め込まれていますので、ICチップを読み取れば手書きでの転記ミスは避けることができます。

とはいえ、個人番号カードの発行は、平成28年1月から開始されるため最初に従業員等から、マイナンバーの提供を受ける時点では、個人番号カードを保有していない者が多いと考えられます。

平成27年度より社会保険の加入指導が強化されています

現在、従業員の所得税を給与天引きして国に納めている法人事業所は全国で約250万社あります。そのうち、社会保険に加入している事業所は約170万社あり、残りの約80万社については社会保険への加入を違法に逃れている可能性があります。

日本年金機構は、今までも未加入事業所に対して指導・勧誘を行ってきましたが、平成27年度以降、3年間かけて強力な指導に乗り出し、応じなければ立入検査も実施した上で、強制的に社会保険に加入させる方針です。さらに平成28年度以降はマイナンバーの法人番号を使い、新たな未加入事業所対策を行う予定になっています。

建設業界では、官民一体となって社会保険加入に取り組んでおり、未加入事業所を現場から排除する取り組みが進められています。建設業許可(更新)等の際に加入状況の確認を行い、未加入の場合、年金事務所へ通報する仕組みも構築されています。建設業界以外でも、日本年金機構では自治体や有力企業に未加入事業者と契約しないよう、要請しています。

事業主が加入届出をしなかったことで、「届出を怠ることによって被用者が厚生年金に加入する権利を侵害する結果とならないように注意すべき義務があるというべきであり、届出をしなかったことについて過失がある。」(京都地方裁判所・平成11年9月30日判決文主旨)として、厚生年金の受給権を取得できなかった損害につき、賠償責任があるとして、9名に対して約3400万円の支払いが命じられたケースもあるので、注意が必要です。

加入しなければならない事業所

・すべての法人事業所
・常時5人以上を雇用する個人事業所
※ただし、サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務、宗教などの事業所は任意加入となります

加入しなければならない人

・法人の代表者・役員
・正社員、パート、アルバイト
※労働日数、労働時間が同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員のおおむね4分の3である人
・使用期間中の人、外国人

遡及して保険料が徴収されたされた場合の事例

役員報酬が40万円の場合(40歳未満を想定)

①自主的に社会保険に加入した場合の初回保険料(1か月分)

健康保険料	41,369円	
厚生年金保険料	71,643円	
子ども・子育て拠出金	615円	合計　113,627円

②認定による加入手続きが実施された場合の初回保険料(最長24か月を想定)

健康保険料	992,856円	
厚生年金保険料	1,719,432円	
子ども・子育て拠出金	14,760円	合計　2,727,048円

※保険料は事業主と従業員の折半負担となります。
※厚生年金保険料は70歳、健康保険料は75歳到達までとなります。
※40歳以上65歳未満については、介護保険料が別途加算されます。

飯田社会保険労務士事務所
飯田　千春

マイナンバーの保管

マイナンバーを利用する事務を処理する必要がある場合にはマイナンバーを保管することができます。

また、マイナンバーが記載された書類等のうち所管法令によって一定期間保管が義務付けられているものについても、その期間保管することとなります。

［所管法令により保管が義務付けられている書類の一例］

税	給与所得者の扶養控除等申告書	7年
社会保険	雇用保険の被保険者資格取得届	4年

保管可能なのは、必要がある場合のみ

現在、企業の実務において所管法令で定められた保存年数を過ぎて書類を保管する事例は多く見受けられています。

しかしマイナンバーは、保管できる場合が限定されます。所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかにマイナンバーを廃棄又は削除しなくてはなりません。

継続して保管することができる場合

雇用関係にある従業員のマイナンバーは、提供を受けた以降も、毎年継続的に源泉徴収票作成事務などに利用する必要が認められることから、雇用関係が続く限り、そのマイナンバーを保管し続けることができます。

マイナンバーの廃棄

廃棄の手法

特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合は、焼却又は溶解、細断可能なシュレッダー等の復元不可能な手段を使用します。

そのため、保存期間経過後における廃棄、マイナンバーの削除を前提とした保管体制、システムを構築することが望まれます。

廃棄記録の保存

事業者ガイドラインの「別添　特定個人情報に関する安全管理措置」において、マイナンバーを削除した場合は、削除した記録を保存することとされています。

なお、その記録内容としては、特定個人情報ファイルの種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況等が考えられ、記録のなかに、マイナンバー自体は含めないものとしています。

扶養控除等申告書の保管・廃棄

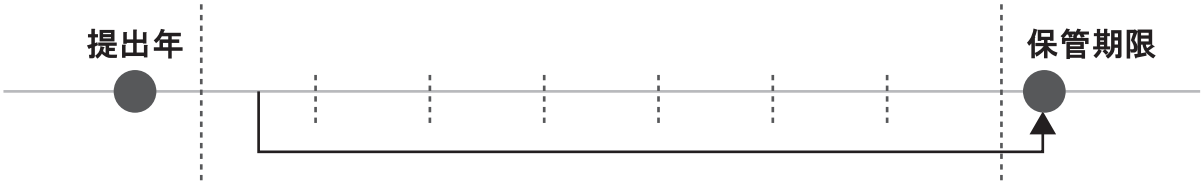

［保存義務］提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで

コラム

法人33年、個人100年に1度しか調査できない実態

法人は33年に1度、個人は100年に1度しか調査できない実態が、国税庁が公表した第16回国税審議会議事録で示された。税務行政の現状と課題について国税庁の並木総務課長が説明する中で明らかになったもの。国税職員数は減少傾向にあるなか、申告件数の増加傾向にあり、税務調査の複雑困難化・国際化、悪質な滞納事案への対応などが、実調率の低下につながっていると分析している。

職員数は1997年度の5万7202人をピークに、その後は途中若干の増加はあったものの定員削減方針を受け減少傾向が続いており、2015年度の定員は5万5725人と、おおむね5万6000人規模の組織となっている。一方で、申告件数は長期的に増加傾向となっており、1989年の2111万件と比べると、2013年は医療費控除や住宅ローン控除による還付申告の増大などにより、1.3倍の2731万件という水準になっている。

定員の減少傾向が続くなか、申告件数が増えていることから職員は忙しい状況に追い込まれている実態を示すとともに、この実調率への影響を訴えている。実地調査の実施割合についても長期低下傾向にあり、2013年度は法人が3%、個人が1%、つまり法人は33年に1度、個人は100年に1度しか調査できない実態を示し、事務の効率化による調査事務量の確保や悪質納税者への重点的な対応が重要との考えを示している。

また、調査・徴収に関しては、「重点化」をキーワードに、課税上問題が発生しやすいとみられる国際取引関係や富裕層に対する調査、あるいは納付意志を全く示さない悪質な滞納の整理といったものに重点的に取り組むといった対応を進め、大きな波及・けん制効果をもたらした。他方で、適正な申告が期待できる納税者には、ICTを活用した情報提供を充実させ、自発的に適正な申告納税を行ってもらう環境整備を進めたい考えだ。

このように、納税者のコンプライアンスリスクに応じて多様な手法を選択して、限られた予算や定員の下で国民の期待に応えたいというのが国税庁の方針だ。例えば、資本金40億円以上の大企業を対象に、税務調査時に、その税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認し、これが良好と認められた法人については、企業の自主的な対応に一定程度任せ、税務調査間隔を延長するスキームを、2012年7月から実施していることを紹介している。

なお、41歳以上の国税職員が国税職員全体の6割を超える水準にある。終戦後の大量採用の波がそのまま残っていることによるものと説明しているが、組織運営上は処遇の維持やノウハウの伝承をいかに図るかといった問題をもたらす要因になっている。また、職員全体に占める女性職員の割合は18.3%。ただし、51歳以上では一ケタにとどまる一方、一番若い層では政府の女性職員採用の目標である30%を超えるレベルとなっている。

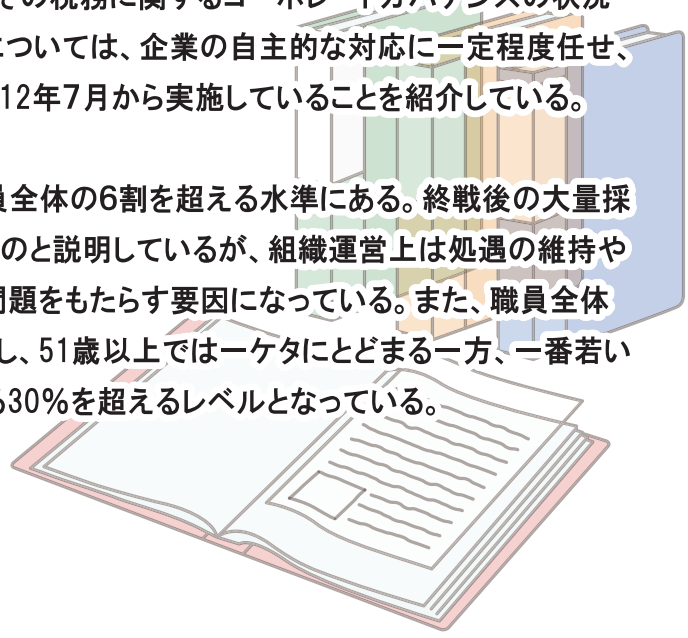

提供：株式会社タックス・コム

税理士法人
パートナーズ

パートナーズ情報
Partners Infomation

ただいまパートナーズは各種インターネットのサイトに掲載中！

5月15日に日本経済新聞の「相続税理士特集」で掲載されました。さらに同紙のインターネットサイト「信頼できる相続・贈与に詳しい相続税理士50選」にも掲載されました。（右図）

普段、なかなかお会いできない方へ、パートナーズの業務に対する想いを掲載していますので、是非、ご覧ください。さらに、各事務所で「その地域のプロ」が掲載されている「マイベストプロ」に掲載をしています。各事務所、所長のコメントも一緒に掲載をしており、定期的にコラムなどの情報提供もしています。こちらも、ご覧ください。

For a Partner

日本経済新聞「相続税理士特集」
http://ps.nikkei.co.jp/souzokuzeirishi2015/

パートナーズ岡山事務所
「マイベストプロ岡山」

パートナーズ山陰事務所
「マイベストプロ山陰」

パートナーズ松山事務所
「マイベストプロ愛媛」

パートナーズ広島事務所
「マイベストプロ広島」

これ一冊で現金贈与の仕組みがわかる!

平成27年
税制改正
対応済み

贈与税の手引き

10,000円
税別

税理士法人パートナーズでは現金贈与の申告の仕組みについて、誰でも簡単にわかる「贈与税の手引き」を販売しています。現金贈与の注意点や仕組み・計算方法など分かりやすく解説し、各年度毎の申告書や書類一式を同封できるファイルにてご提供しますので、紛失などのトラブルも避けられます。一家に一冊、是非どうぞ！

[贈与税の手引き掲載内容]

◆生前贈与対策 ～現金贈与のすすめ方～◆現金贈与のポイント◆贈与税の税率と計算方法◆贈与申告と特例の種類
◆生命保険による活用◆贈与の手続きの流れ◆贈与契約書◆贈与契約書記入例◆贈与契約書（受贈者が未成年の場合）
◆贈与契約書記入例（受贈者が未成年の場合）◆贈与税の申告書◆贈与税の申告書記入例◆金銭消費貸借契約書
◆金銭消費貸借契約書記入例◆借入返済予定表◆借入返済予定表記入例◆各年度申告書一式
※添付：各資料原本データCD-ROM

法人向け

Partners Membership　Partners Membership　Partners Membership　Partners

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま法人向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費 無料

特典① 会報誌の発行

法人向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なもの、知っていて得する情報をお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります

特典② 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます
◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます

特典③ 税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

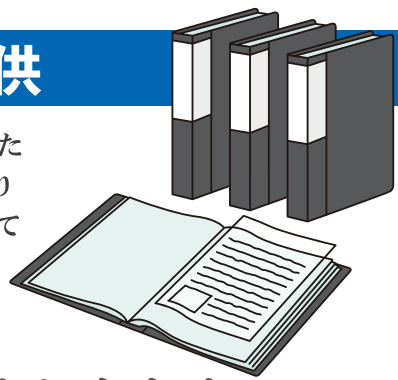

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

For a Partner

税理士法人パートナーズ

[岡山事務所] 岡山県岡山市北区下中野1222-9　TEL/FAX　086-246-4446/086-246-4406
[山陰事務所] 鳥取県米子市加茂町2-204　米子商工会議所会館2階　TEL/FAX　0859-21-5169/0859-21-5179
[松山事務所] 愛媛県松山市束本2丁目1-13-102　TEL/FAX　089-948-9441/089-948-9442
[広島事務所] 広島県広島市中区基町5-44　広島商工会議所ビルディング7F　TEL/FAX　082-962-8885/082-962-8886